

過酸化水素滅菌器保守点検業務委託仕様書

1 目的

本件は、過酸化水素滅菌器保守業務について、専門的な知識と技能を有する受注者に委託することにより、医療機器の機能を適切に維持管理し、もって市立病院における患者サービスの一層の向上に寄与することを目的とする。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院

4 保守業務対象機器

過酸化水素滅菌器	キヤノン・テックサプライ(株)製	ES-700i	1台
		ES-1400S	2台

5 受注者が備える条件

- (1) 受託業務の責任者として、相当な知識を有し、医療器械の保守点検業務に関し、3年以上の経験を有する者を有すること。
- (2) 従事者として、医療器械の保守点検業務を行うために必要な知識及び技能を有する者を有すること。
- (3) 次の事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
 - ア 保守点検の方法
 - イ 点検記録
- (4) 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。
 - ア 保守点検の方法
 - イ 故障時の連絡先及び対応方法
 - ウ 業務の管理体制
- (5) 従事者に対して、適切な研修を実施していること。

6 点検内容

(1) 定期点検

定期点検については、契約期間内に2回と定め、次の点検項目に基づき行う。

- ア 設置状況の確認
- イ チャンバー内部の確認
- ウ 滅菌剤搬送部、配管接続状態の確認
- エ 温度、圧力の確認
- オ 動作確認

(2) 障害対応業務

機器が故障したときは、速やかに技術員を派遣し修理を行い、機能を回復させること。修理対応は、原則として平日9時00分から17時30分とする。なお、夜間および休日作業については、その都度協議の上実施するものとし、費用については別途請求するものとする。

(3) その他

- ア 点検業務は、発注者の指示する日時に行うこと。
- イ 点検に必要な消耗品及び障害対応時の部品については、この契約に含むものとする。

7 点検報告

定期点検、障害対応業務を完了したときは、報告書をもって確認を受けること。

8 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項に関して、疑義が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。
- (2) 保守料の支払いについては2回に分割し、各定期点検終了後に発注者の指定様式を用いて支払う。ただし、2回目の支払いについては、契約期間完了後とする。